

監査広報

平成24年度「監査結果」の報告

(平成24年3月分～平成25年2月分)

毎月定例的に行われる例月出納検査と課などの組織ごとに行われる定期監査などの結果についてお知らせします。

NO.14

Audit public relations

監査結果に関する報告

地方自治法による例月出納検査、定期監査並びに随時監査の結果が、議長、町長、教育委員会委員長あてに提出されました。

例月出納検査は、一般会計のほか特別会計、各種基金と歳計外現金の収納事務について、計数の正確性、現金、預金の管理状況などに主眼を置き、その関係帳簿、証書との照合、支出伝票などの検査が行われました。

定期監査は、課などの組織について、また、随時監査は、過去の監査指摘事項などに対する改善策の進捗状況について監査が行われました。

例月出納検査については、平成23年度3月分～24年度2月分の一般会計、国民健康保険事業特別会計、国民健康保険診療所事業特別会計、下水道事業会計、寄簡易水道事業特別会計、下水道事業特別会計、介護保険事業特別会計、用地取得特別会計、後期高齢者医療特別会計の各会計の出納検査と収支月計表記載の計数と関係諸帳簿、証書類による審査や平成24年4月分～25年3月分の例月出納検査日の前月末における各金融機関の預金を照合した結果、各会計、各基金や歳計外現金とも計数上の誤りは認められませんでした。

定期監査と随時監査については、おおむね適正に処理されていると認められました。また、出先機関の現金取り扱い検査時の書類などは正確かつ適正に処理されていると認められました。

《監査結果の見方》

■ 監査の対象(担当する課など)

■ 監査委員の指摘事項

■ 町の改善策など

例月出納検査、定期監査において、監査委員から指摘を受けた事項とその措置状況を報告します。

全課(局・室)などに

共通の指摘事項

例月出納検査

〔平成24年5月30日〕

監 町が運営費を補助している団体、指定管理委託をしている団体については、収支決算状況や委託事業内容についても把握されたい。近隣の市町の状況を比較し、補助金、補助率が突出しないよう配慮されたい。(環境経済課↓全課)

町 近隣の市町の状況と比較するとともに、平成25年度予算において、補助事業の内容を把握し、適正な補助額となるよう精査しました。引き続き決算状況や事業内容についても十分把握してまいります。(環境経済課・健康福祉課)

〔平成24年6月26日〕

監 担当する各課の通知発出時期、また申請書などの受付時期を課長会などで周知し、受け付けに間違いがないように対応されたい。できれば、ワンストップサービスを心掛けられたい。(健康福祉課・教育課↓全課)

町 職員には各組織で行われている事務内容などを周知徹底し、案内業務もできるように努めます。また、来庁者に対して



▲新人職員もベテランに付いて“町民の窓口”で対応しています

で、ワンストップサービスに努め、上司の後方支援も徹底します。(健康福祉課)

就学援助費や幼稚園の入園申し込みなどの申請について、課長会などとおして事業内容や申請時期の周知徹底を図るとともに、ワンストップサービスができるよう心掛けます。(教育課)

監 契約書に基づいた支出事務を徹底されたい。契約にあたっては、適正価格を十分検討し、また、契約の変更にいたる場合においては、その事業の執行経過を把握し、適正に行われたい。(建設課・環境経済課↓全課)

〔平成24年7月31日〕

町 複数のチェック体制を整え、契約内容を精査してまいります。変更契約については、さらに内容を精査し適正な執行に努めます。(建設課・環境経済課)

*6月26日例月出納検査関連

監 役場に来庁された方に対して、違った窓口で対応し、内容などが不詳でもよいが、各課・係の事務分掌について知識を持ち、適所へ案内できるようにされたい。また、経験の少ない職員が手間取っているときは、上司などが手助けに入るようにされたい。(全課)

町 窓口の対応については、常日頃より注意し、指導してまいります。また、接遇向上ワーキンググループを設置し、来庁者アンケートを実施するなど、窓口対応の質の向上に努めています。今後も、来庁者に対して適切な案内ができるように努めてまいります。(庶務課)

〔平成24年10月30日〕

監 検査調査、検収調査については、具体的事実を記載し、通り一遍の表現にならないように、注意されたい。(庶務課↓全課)

町 調査については、職員に周知徹底を図り、具体的な事実を記載するよう職員共通認識に努めているところですが、さらに徹底してまいります。(庶務課)

〔平成24年12月27日〕

監 見積徴集における事業者の選定は、適

正な選定となるよう、統一基準を設けられたい。その基準は会計事務の手引きなどに明記し、認識を改めて執務されたい。(建設課・庶務課↓全課)

町 事業者の選定については、適正な執行を行うため、選定基準などについて所管課と協議・検討を進めます。(建設課・庶務課)

〔平成25年1月29日〕

監 「資金前渡」、「概算払」については、地方自治法施行令、町予算決算会計規則に規定があるが、特に資金前渡における報酬などの支払いに要する経費は、精算時まで債権者の源泉所得税などを手元に保管することになり、それによる事故が危惧される。精算までの期間を短縮するために、債権者へ報酬などを支払った当日もしくはその翌日には精算報告書を起票し、速やかに源泉所得税など(剰余金がある場合は剰余金と併せて)を納付し、その領収書を精算報告書に貼り付け、決裁を受けるようにされたい。(全課)

町 現金の取り扱いについては、事故のないよう、速やかに精算手続きを行うように、全課に周知徹底を図りました。(企画財政課)



▲納税などの窓口となる出納室と指定金融機関カウンター